

教私第1183号
令和6年4月17日

各学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

令和6年度私立学校情報機器整備費補助金（児童生徒1人1台端末の整備事業（義務教育段階））
の計画調書の提出について（依頼）

標記について、文部科学省高等教育局私学部私学助成課長から別添のとおり依頼がありましたので、お知らせします。

つきましては、積極的な申請をご検討いただくとともに、事業計画の申請にあたっては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の法令等、下記事項及び別添通知を遵守の上、計画調書を作成し、提出してください。

記

1 募集対象事業

私立学校情報機器整備費補助金交付要綱（令和2年3月3日文部科学大臣決定）に定める事業

○児童生徒1人1台端末の整備事業（義務教育段階）

※補助年度の前年度に契約が締結されている事業等、交付決定前に着手しているものは補助対象外とする。

※補助対象学校種は、学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部・中学部）とする。なお、申請は、設置校ごとに行うものとする。

※補助対象経費、補助率等の本事業に関する詳細については、文部科学省依頼文（令和6年4月11日付け6高私助第3号）及び補助金交付要綱等を十分に確認すること。

2 提出書類

- (1) 計画調書（様式1）
- (2) 採択理由書（様式2）
- (3) 申請に当たっての確認事項（様式3）
- (4) 入札の内容が分かる書類又は3社以上の見積書の写し（**見積依頼にあたっての仕様書を含む**）
- (5) その他参考となる資料（任意）

3 提出期限及び提出方法等

(1) 提出期限

令和6年5月14日(火)【厳守】

(2) 提出方法

上記2に記載の提出書類一式の紙媒体及び電子媒体を以下のとおりご提出ください。

- ・紙媒体を郵送により提出（部数：1部）

※提出書類に対して、書類種別ごとにインデックスを貼付する必要はありません。

※提出書類は、(1)から(5)の順にクリップ留めの上、クリアファイルに綴じて提出してください。

- ・電子媒体を電子メールにより提出

※電子メールの件名は「【学校名】R6_情報機器整備費補助金（端末）計画調書の提出について」としてください。

(3) 提出先

大阪府教育庁私学課小中高振興グループ

（郵送）〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階

（電子メール）shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

4 留意事項

- ・計画調書の作成にあたっては、文部科学省依頼文及び様式に記載された注意事項をご確認の上、作成するようにしてください。
- ・記載誤り・漏れ等がないよう、提出前に必ず確認してください。
- ・提出書類(4)において、補助事業が補助対象と対象外に分かれる場合は、採択業者の見積書の写し等にマーカー等を用いてわかりやすく明示するようにしてください。
- ・購入する機器等の定価表やカタログの提出は不要です。
- ・過去に補助事業で整備した設備を廃棄・更新する場合は、当時の事業計画書と実績報告書等を提出してください。

※依頼文、様式等は、大阪府ホームページに掲載しています。

HPアドレス <https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html>

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ 宮川、水田

電話：06-6941-0351（内線4852）／06-6210-9274（直通）

E-mail：shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp